資料８１－２

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款及び料金の変更の認可について

（諮問第３０９７号）

＜目　　次＞

１　諮問書　……　1

２　申請概要　……　2

３　審査結果　……　21

別添

- ○　電報サービス契約約款の変更認可申請書（写）
  （東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社）
- ○　電報サービス料金の変更認可申請書（写）
  （東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社）
- ○　関係条文

[redacted]

写

諮問第 3097 号
平成 29 年 9 月 29 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長　多賀谷　一照　殿

[redacted]

総務大臣　野田　聖子

諮問書

東日本電信電話株式会社（代表取締役社長　山村　雅之）及び西日本電信電話株式会社（代表取締役社長　村尾　和俊）から、平成 29 年 9 月 20 日付け東経企営第 17-114 号及び同日付西企営第 85 号により、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）附則第５条によりなお効力を有するとされる電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 125 号。以下「平成 15 年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法第 31 条の４第３項の規定に基づく契約約款の変更認可の申請並びに電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成 10 年法律第 58 号。以下「平成 10 年改正法」という。）附則第６条第５項の規定によりなお効力を有するとされる平成 10 年改正法第２条の規定による改正前の法第 31 条第１項の規定に基づく料金の変更認可の申請があった。

当該申請に係る認可について、平成 15 年改正法第２条の規定による改正前の法第 94 条第１号及び平成 10 年改正法附則第６条第５項の規定によりなお効力を有するとされる平成 10 年改正法第２条の規定による改正前の法第 94 条第４号の規定により諮問する。

申　請　概　要

１　申請者

東日本電信電話株式会社（代表取締役社長　山村　雅之）
西日本電信電話株式会社（代表取締役社長　村尾　和俊）
（以下「ＮＴＴ東日本・西日本」という。）

２　申請年月日

平成 29 年９月 20 日

３　申請の概要

（１）変更の概要

ＮＴＴ東日本・西日本が行う電報の事業について、電報の取扱通数の減少に伴う収支の悪化を背景に、経営効率化のため、受付時間、配達時間等の見直しを行うもの。主な変更点は以下のとおり。

① 夜間電話受付の廃止（これに伴い、緊急定文電報の追加料金（2,000 円）による夜間配達も廃止）
② 「緊急定文電報」（基本料金 300 円）を「定文電報」に改称

（２）実施期日

認可後、平成 30 年１月１日（予定）から実施

参　考　資　料

NTT東日本・西日本の電報サービスについて

○ 電報は電話、電子メール等の代替手段の発達等によりその発信通数は減少傾向にある。
○ その中で、同サービスに係るNTT東日本・西日本の収益も近年悪化傾向にある。

（1）取扱通数

平成28年度において、電報取扱通数は、NTT東日本343万通、NTT西日本374万通。（通数は約10%/年 減少傾向。）
（NTT民営化後の取扱通数のピーク時（平成3年度：4,696万通）の1/6以下。）

【NTT東日本】

（千通）

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
通常電報	5,345	4,875	4,470	4,169	3,796	3,432

委員限り

【NTT西日本】

（千通）

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
通常電報	6,096	5,478	5,027	4,565	4,183	3,733

委員限り

（2）収支の状況

平成28年度決算において、営業利益は、NTT東日本▲3億円、NTT西日本1億円を計上。（収益は約10%/年 減少傾向。）

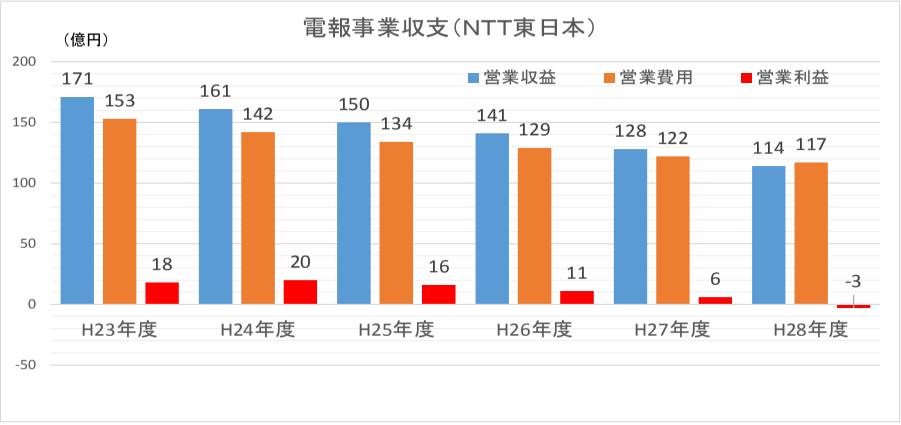

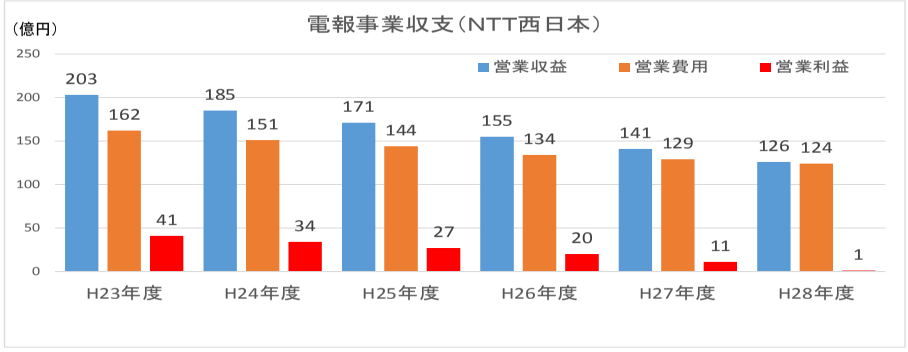

電報発信通数の推移①（昭和28年～59年）

※明治2年(1869年)12月：東京・横浜間で電報取扱開始
※明治4年（1871年）7月：外国との電報送受開始
※昭和11年（1936年）12月：慶弔電報開始

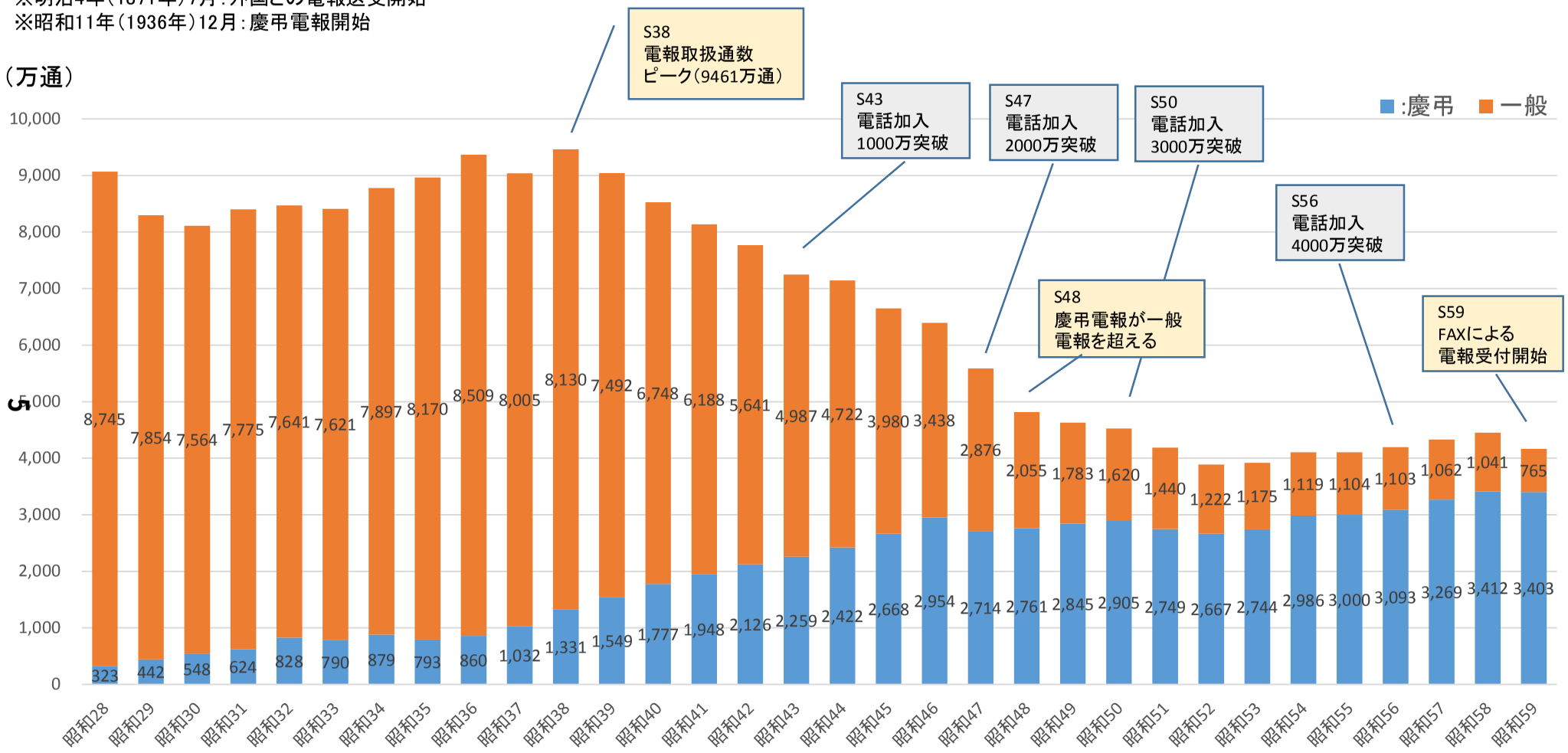

年度	昭和28	昭和29	昭和30	昭和31	昭和32	昭和33	昭和34	昭和35	昭和36	昭和37	昭和38	昭和39	昭和40	昭和41	昭和42	昭和43	昭和44	昭和45	昭和46	昭和47	昭和48	昭和49	昭和50	昭和51	昭和52	昭和53	昭和54	昭和55	昭和56	昭和57	昭和58	昭和59
:慶弔	323	442	548	624	828	790	879	793	860	1,032	1,331	1,549	1,777	1,948	2,126	2,259	2,422	2,668	2,954	2,714	2,761	2,845	2,905	2,749	2,667	2,744	2,986	3,000	3,093	3,269	3,412	3,403
一般	8,745	7,854	7,564	7,775	7,641	7,621	7,897	8,170	8,509	8,005	8,130	7,492	6,748	6,188	5,641	4,987	4,722	3,980	3,438	2,876	2,055	1,783	1,620	1,440	1,222	1,175	1,119	1,104	1,103	1,062	1,041	765
計	9,068	8,296	8,112	8,399	8,469	8,411	8,776	8,963	9,369	9,037	9,461	9,041	8,525	8,136	7,767	7,246	7,144	6,648	6,392	5,590	4,816	4,628	4,525	4,189	3,889	3,919	4,105	4,104	4,196	4,331	4,453	4,168

電報発信通数の推移②（昭和60年～平成28年）

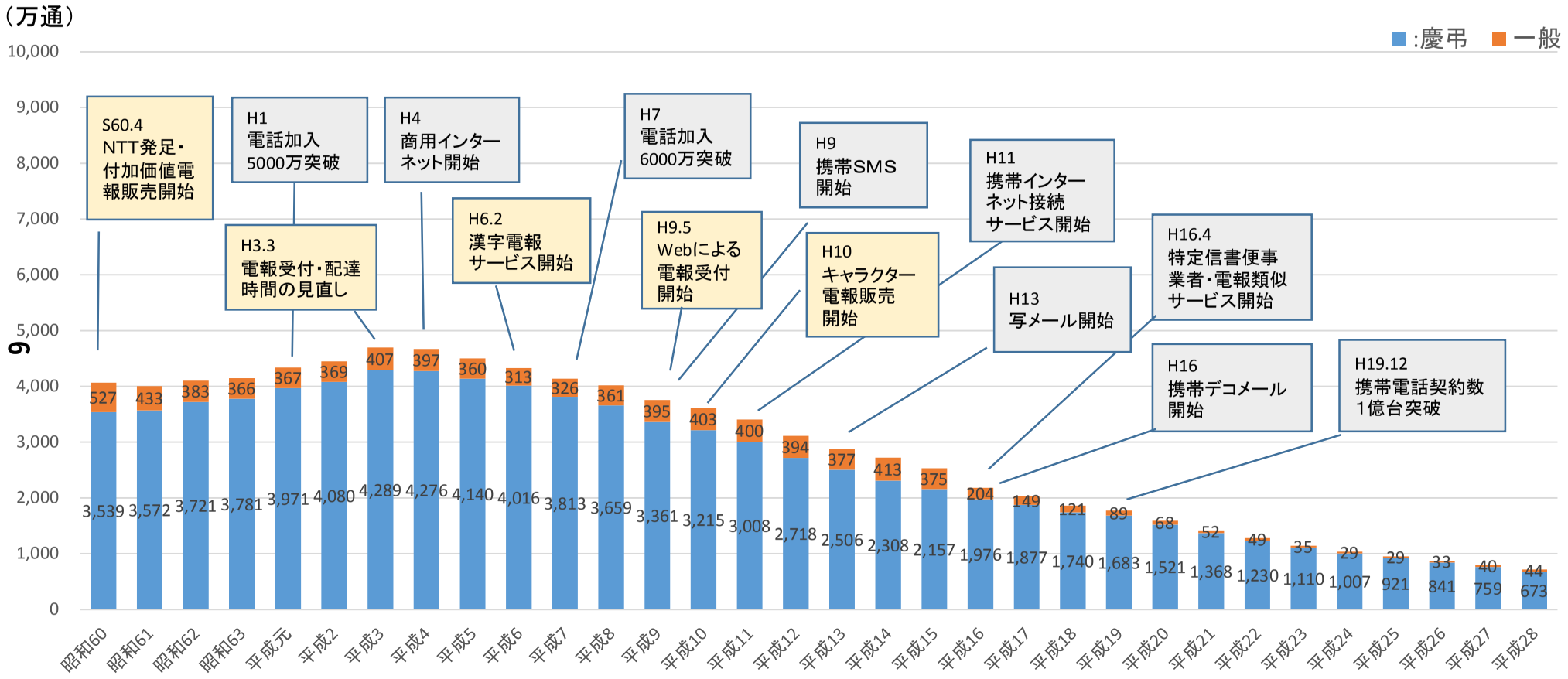

年度	昭和60	昭和61	昭和62	昭和63	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
:慶弔	3,539	3,572	3,721	3,781	3,971	4,080	4,289	4,276	4,140	4,016	3,813	3,659	3,361	3,215	3,008	2,718	2,506	2,308	2,157	1,976	1,877	1,740	1,683	1,521	1,368	1,230	1,110	1,007	921	841	759	673
一般	527	433	383	366	367	369	407	397	360	313	326	361	395	403	400	394	377	413	375	204	149	121	89	68	52	49	35	29	29	33	40	44
計	4,066	4,005	4,104	4,147	4,338	4,449	4,696	4,673	4,500	4,329	4,139	4,020	3,756	3,618	3,408	3,112	2,883	2,721	2,532	2,180	2,026	1,861	1,772	1,589	1,420	1,279	1,145	1,036	950	874	799	717

電報、レタックス、電報類似サービス（特定信書便3号役務）の比較（※各社HPより）

サービス名（事業者）	受付方法と受付時間	配達時間	配達地域	種類	料金
電報 （NTT東日本） （NTT西日本）	電話：8時～22時 FAX（要登録）：8時～19時 Web：24時間	当日 （8時～19時受付分）	全国	慶弔、一般	慶弔かな：490円～（＋60円/5字） 慶弔漢字：700円～（＋90円/5字） 一般かな：340円～（＋40円/5字） 一般漢字：480円～（＋60円/5字） （25字まで。括弧内は累加額。） ＋台紙：0円～
レタックス （日本郵便）	郵便局窓口：9時～17時 電話：8時～22時 FAX（要登録）：9時～17時 Web：24時間	当日 （15時30分受付分まで。 一部地域13時30分受付まで。）	全国	慶弔、一般	592円～ （web：512円～）
でんぽっぽ （KDDIエボルバ）	電話：8時～22時 FAX（法人のみ）：9時～19時 Web：24時間	当日 （14時受付まで。都市部は17時受付まで。）	全国	慶弔	電話：700円～（25字まで。＋80円/5字。台紙：500円～） Web：1200円～（文字料金は台紙に含む。文字数制限なし）
ほっと電報 （PSコミュニケーションズ）	電話：8時～22時 FAX：8時～19時 Web：24時間	当日 （14時受付まで。都市部は17時受付まで。）	全国	慶弔、一般	電話・FAX：700円～ Web：650円～ （どちらも25字まで。＋90円/5字。） ＋台紙：500円～
For-Denpo （プライムステージ）	Web：24時間	翌日 （17時受付まで、翌朝10時） （一部、都市部は当日）	全国主要都市	慶弔	祝電：1286円～ 弔電：1039円～ （文字数制限なし）
Very CARD （ヒューモニー）	Web：24時間	当日 （14時受付まで。）	全国	慶弔	1280円～ （350字まで）
e-denpo （KSGインターナショナル）	Web：24時間 FAX：8時～22時	当日 （14時受付まで。都市部は17時受付まで。）	全国	慶弔	1250円～ （463字まで）
ALSOK電報 （総合警備保障）	Web：24時間	当日 （12時受付まで。）	全国	慶弔	1200円～ （300字まで）
早割電報 （しょうわ）※法人、議員のみ	Web：24時間 FAX：8時～22時	当日 （14時受付まで。）	全国	慶弔	981円～ （360字まで）

NTT東日本・西日本による電報サービスの約款・料金の変更認可申請の概要①

NTT東日本・西日本は、電報の需要の縮小と電報の取扱通数の減少による収支の悪化を背景に、電報サービスの受付時間及び配達時間の見直しを希望。

見直し案の内容

① 夜間電話受付（19時～22時）を廃止。
② 緊急定文電報の夜間受付及び追加料金（2,000円）による夜間・早朝配達も廃止。
また、緊急定文電報を「定文電報」に改称。

① 通常電報の受付時間見直し

【現行の通常電報の受付時間と配達時間】

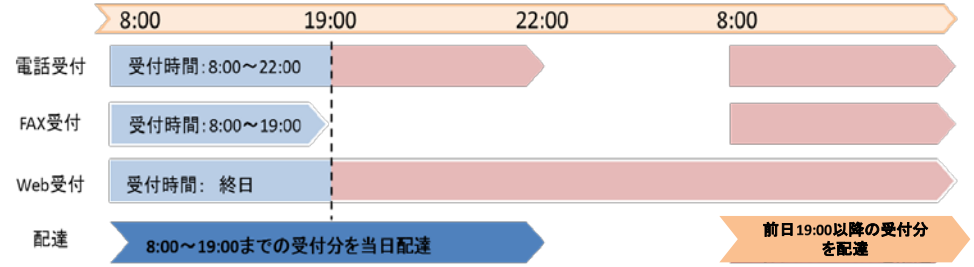

【見直し後の通常電報の受付時間と配達時間】

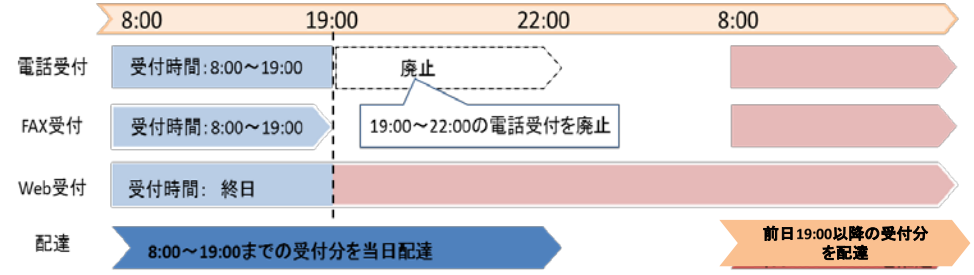

② 緊急定文電報の見直し

【現行の緊急定文電報の受付時間と配達時間】

※ 緊急定文電報については、電話受付のみでFAX及びWeb受付はない

【見直し後の緊急定文電報の受付時間と配達時間】

緊急定文電報を廃止し、通常電報の新メニューとして「定文電報」を新設

NTT東日本・西日本による電報サービスの約款・料金の変更認可申請の概要②

見直しによる影響

（1）収支への影響

委員限り

（2）利用者への影響・NTT東西の対応策

影響	対応内容
通常電報の夜間受付の廃止	・ 24時間受付可能なWebによる受付への誘導。 ・ NTT東日本・西日本のホームページ、ハローインフォメーションや音声ガイダンス等による事前周知により、別時間帯・別手段による申込を案内。
緊急定文電報の廃止 （定文電報への改称）	・ 夜間申込を希望される方には24時間受付可能な通常電報のWebによる受付への誘導。 ・ 定文電報として、通常電報（かな電報・漢字電報）より安価なメニューを提供。 ・ NTT東日本・西日本のホームページ、ハローインフォメーションや音声ガイダンス等による事前周知により、別時間帯・別手段による申込を案内。

認可申請に係るこれまでの経過と今後のスケジュール

平成29年９月20日　ＮＴＴ東日本・西日本から電報サービス約款・料金の変更認可申請
９月29日　情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）に諮問（諮問後、パブコメを実施（１か月程度））
11月下旬　同審議会答申を踏まえ、総務大臣認可（予定）
平成30年１月めど　見直し後のサービス提供開始（予定）

電報サービスの受付①（電報受付から配達までの概略図）

電報の申し込み

利用者からの申し込み

日本全国から申込可能

【主な申込方法】

1．電話による申し込み

※　NTT東西の固定電話の他、他事業者からの申し込みも可能。

2．FAXによる申し込み

※事前の登録が必要。

3．インターネット（D-MAIL）による申し込み

申し込み 115番

申し込み フリーダイヤル

申し込み インターネット

電話受付業務（115・FAX）

【申込内容投入】
1．請求先電話番号
2．申込者氏名
3．電報の内容（お祝い等）
4．届出日（指定配達日）
5．届出先住所、受取人氏名
6．メッセージ
7．台紙

【受付時間】
電話：8:00～22:00
FAX：8:00～19:00

※　22:00～翌日8:00の間は緊急定文電報、無線電報に限りフリーダイヤルで受付。

※　受付業務は全て委託。
（委託先）
NTT東→テルウェル東日本(株)
NTT西→テルウェル西日本(株)

電報の申し込みサイト上で、利用者が電報を作成。

【受付時間】
終日（システムメンテナンス時等除く。）

配達所のプリンタへ電報を出力

配達所のプリンタへ電報を出力

電報の配達

電報配達業務

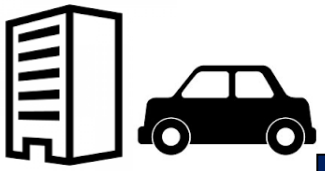

全国約1,000の配達所から配達

【内訳】
・NTT東日本エリア　534箇所
・NTT西日本エリア　480箇所

【配達時間】
8:00～19:00　申込電報
⇒当日配達
19:00～翌8:00　申込電報
⇒翌朝8:00以降に配達

※　当日配達は、日本全国概ね3時間程度で配達。
※　配達指定の電報は午前・午後の指定が可能。

※　配達業務は全て委託。
（委託先）
NTT東→テルウェル東日本(株)
NTT西→テルウェル西日本(株)

電報配達

配達先

日本全国へ配達可能

電報サービスの受付②（電報受付センタについて）

・電報受付センタは全国9カ所（終日受付は、横浜のセンタのみ）
・受付センタ（115）で電報を受付、ホストセンタに集約
・ホストセンタから各配達所に送信
・配達は、テルウェルからの委託先（運送会社）が配達
（東日本エリア：534、西日本エリア：480）
・全国の115受付センタとホストセンタを結ぶ回線は、IP-VPN（イーサ）
・ホストセンタと配達所を結ぶ回線は、IP-VPN（フレッツ回線）

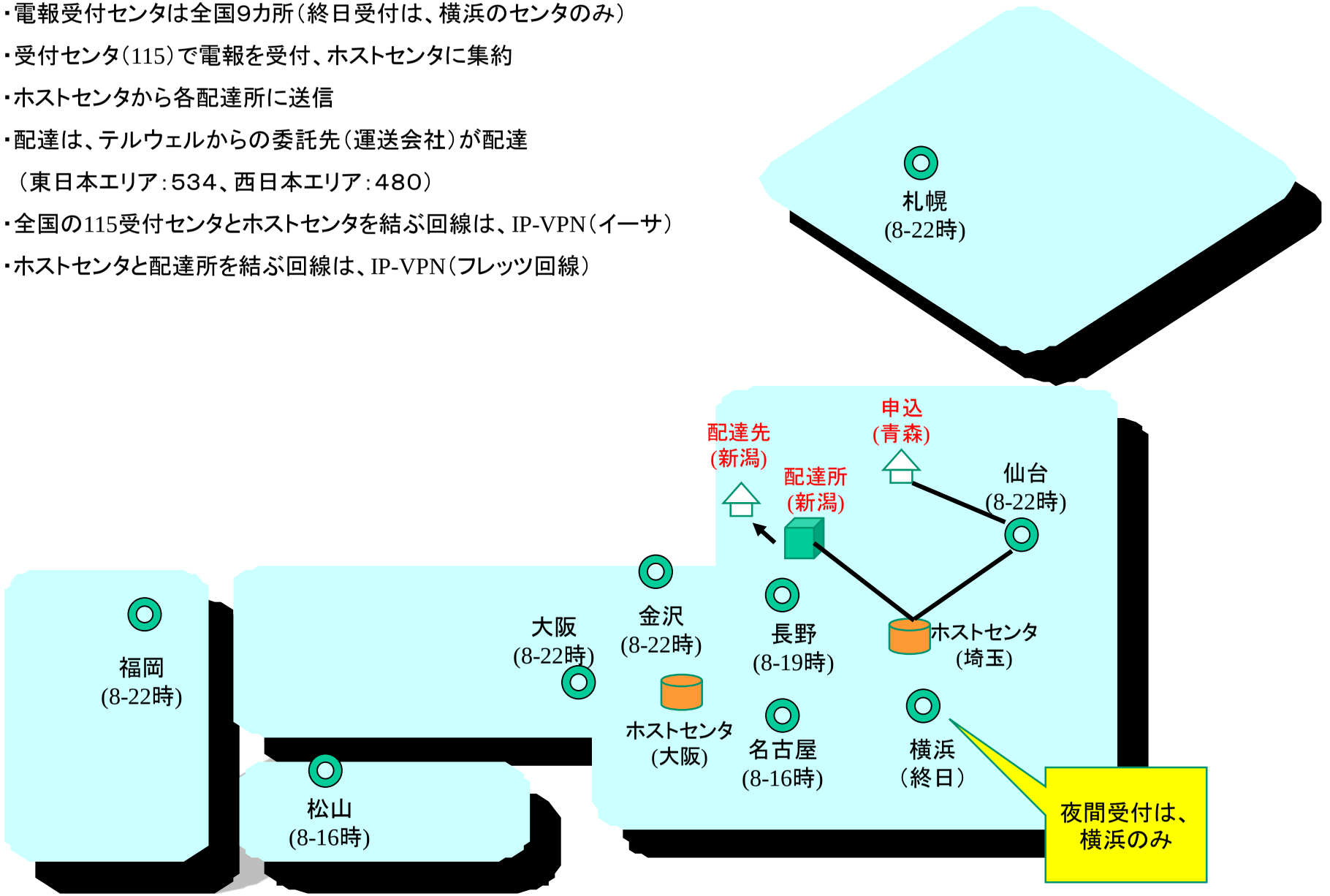

電報サービスの受付③（電報サービスの受付・配達時間の変遷）

【受付】

○昭和51年以前

7時 ～ 7時：24時間受付

○昭和51年11月～

8時 ～ 8時：24時間受付

※昭和59年からFAXによる受付開始

12

○平成3年4月～

8時 ～ 22時：全ての電報
22時 ～ 8時：緊急定文電報のみ受付

※平成9年5月からwebによる受付（24時間）開始

○今回の見直し

8時 ～ 19時：全ての電報
19時 ～ 8時：電話受付休止※

※webによる受付は24時間

【配達】

○昭和51年以前

7時 ～ 21時：7時～21時までの受付分を当日配達
21時 ～ 7時：至急電報（料金2倍）のみ

○昭和51年11月～

8時 ～ 21時：8時～21時までの受付分を当日配達
21時 ～ 8時：時間外取扱（1,000円）のみ※

※昭和55年8月から緊急定文電報の時間外取扱

○昭和60年10月～

8時 ～ 19時：8時～19時までの受付分を当日配達
19時 ～ 8時：緊急定文時間外のみ（3,000円）

○平成3年4月～

8時 ～ 19時：8時～19時までの受付分を当日配達
19時 ～ 22時：緊急定文※
22時 ～ 6時：配達休止
6時 ～ 8時：緊急定文※

※19時～22時までの間の電話受付の通常電報は翌朝8時以降に配達

※緊急定文時間外（2,000円）
22時までに受付：当日配達
22時以降の受付：翌朝6時以降配達

○今回の見直し

8時 ～ 19時：8時～19時までの受付分を当日配達
19時 ～ 8時：配達休止

※19時～8時までの間のwebによる受付分は翌朝8時以降に配達

電報サービスの受付④（通常電報の受付通数・申込方法の推移）

委員限り

委員限り

電報サービスの概要

種類	概要	受付時間	配達時間		電報料（電報託送加算額40円含む）
通常電報 15	慶弔や一般の連絡用に利用される電報	電話：8時～22時 FAX　：8時～19時、 Web：24時間	8時～19時に受付	即日配達	【慶弔】 〈かな電報〉490円～ 〈漢字電報〉700円～ （※25字まで。 累加額：漢字90円/5字、 かな60円/5字） 【一般】 〈かな電報〉340円～ 〈漢字電報〉480円～ （※25字まで。 累加額：漢字60円/5字、 かな40円/5字） ※Web受付の場合、電報託送加算額40円割引
			（電話受付） 19時～22時に受付 （Web受付） 19時～翌日8時に受付	翌日8時以降に配達	
緊急定文電報	緊急時に定文化した文言を送達する電報	24時間 （受付は電話のみ）	8時～19時に受付	即日配達	340円 （※20字以内で補完追記可）
			19時～翌日8時に受付	翌日8時以降に配達	
			※夜間配達（要追加料金2,000円） (1)19時～22時に受付 (2)22時～翌日8時に受付	(1)即日配達 (2) 翌日6時～8時の間に配達	
無線電報	船舶から陸地、または船舶間でのやり取りに利用される電報	24時間	8時～19時に受付	即日配達	〈船舶 →陸地〉600円～ 〈船舶↔船舶〉600円～ 〈陸地 →船舶〉640円～ （※25字まで。 累加額：80円/5字）
			19時～翌日8時に受付	翌日8時以降に配達	
			（陸地または船舶から発信する船舶宛て電報）	24時間	

緊急定文電報の概要

〇NTT東日本・西日本が用意した緊急の定文（8区分53種類）を使って発信する電報（昭和55年（1980年）8月からサービス提供）
〇受付は、24時間（電話受付のみ）
〇配達は、8時から19時までに受け付けたものを当日配達。
追加料金（2,000円（税抜））を支払うことにより、①19時から22時までの受付分を当日配達。②22時から翌朝6時までの受付分を翌朝6時から8時の間に配達。③6時から8時までの受付分は、8時までに配達されない場合があることを利用者が承知したものに限り取り扱う。

【緊急定文電報の定文】（定文の前後に20字以内の文字を追加することが可能）

区分	定文		区分	定文	
死亡の通知	・死す。 ・死す、至急電話されたし。	・死す、至急連絡されたし。 ・死す、至急来られたし。	入院の通知	・入院。 ・入院、至急電話されたし。	・入院、至急連絡されたし。 ・入院、至急来られたし。
危篤の通知	・危篤。 ・危篤、至急電話されたし。	・危篤、至急連絡されたし。 ・危篤、至急来られたし。	事故の通知	・事故。 ・事故、至急電話されたし。	・事故、至急連絡されたし。 ・事故、至急来られたし。
病気の通知	・病気。 ・病気、至急電話されたし。 ・病気、至急連絡されたし。 ・病気、至急来られたし。	・倒れた。 ・倒れた、至急電話されたし。 ・倒れた、至急連絡されたし。 ・倒れた、至急来られたし。	被災の通知	・家火災。 ・家火災、至急電話されたし。 ・家火災、至急連絡されたし。 ・家火災、至急来られたし。 ・家浸水。 ・家浸水、至急電話されたし。 ・家浸水、至急連絡されたし。 ・家浸水、至急来られたし。	・家損壊。 ・家損壊、至急電話されたし。 ・家損壊、至急連絡されたし。 ・家損壊、至急来られたし。 ・避難。 ・避難、至急電話されたし。 ・避難、至急連絡されたし。 ・避難、至急来られたし。
怪我の通知	・怪我。 ・怪我、至急電話されたし。 ・怪我、至急連絡されたし。 ・怪我、至急来られたし。		その他の緊急連絡	・至急電話されたし。 ・至急連絡されたし。 ・至急来られたし。 ・緊急連絡 ・重要連絡	・急用在り。 ・行けぬ。 ・欠席する。 ・無事。

委員限り

緊急定文電報通数の推移

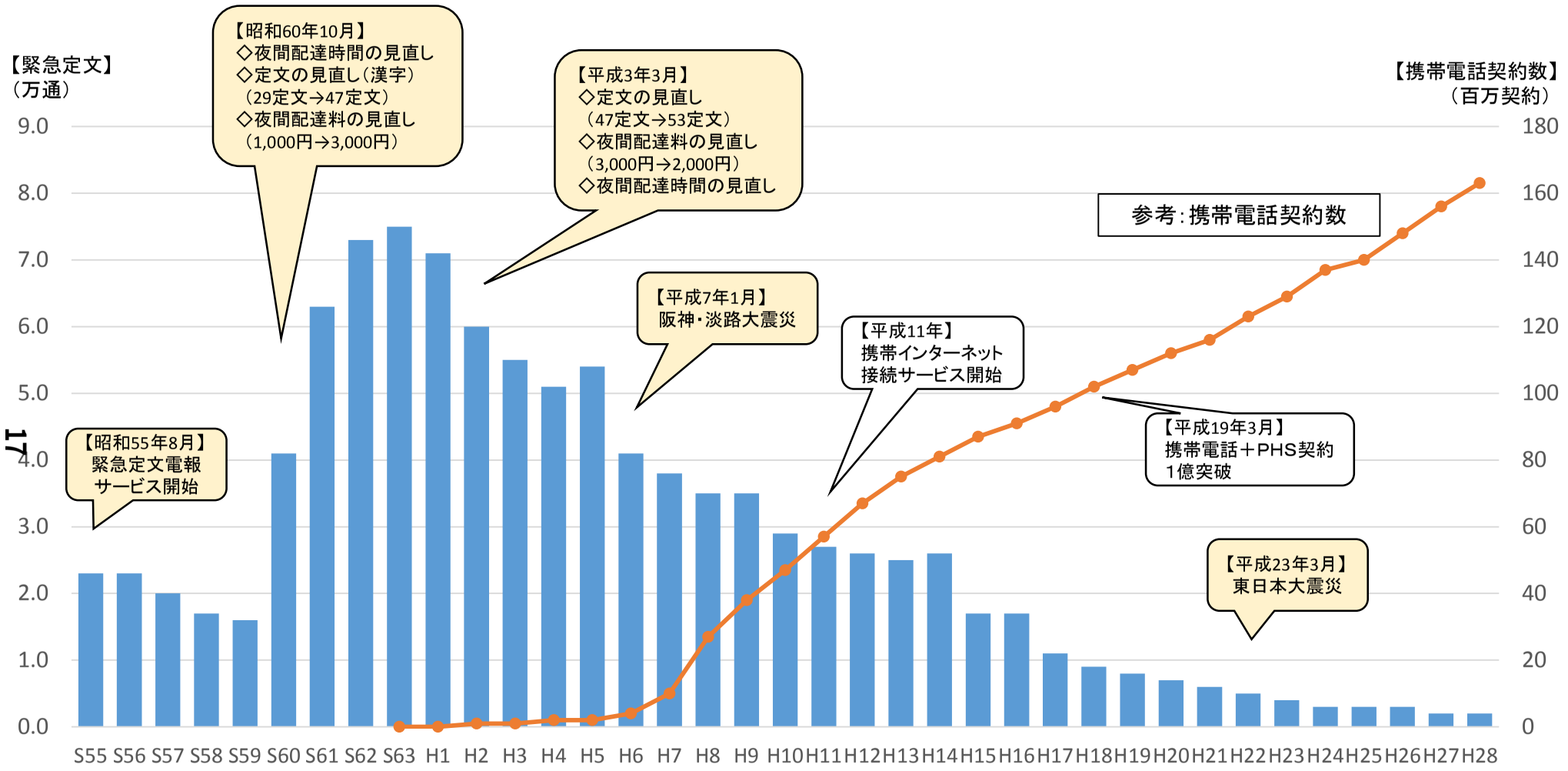

委員限り

電報の独占

関係条文

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

附　則

第五条　**電報の事業（配達の業務を含む。以下この条において同じ。）は、当分の間、電気通信事業とみなし、当該事業に係る業務のうち受付及び配達の業務については、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び**電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）第一条の規定による廃止前の国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一号）により設立された**国際電信電話株式会社の電気通信事業者の地位を承継した者**（以下この条において「国際電電承継人」という。）**のみがこれを行うことができる。**この場合において、電報の事業については、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）第二条の規定による改正前のこの法律（以下この条において「旧法」という。）の規定（第十六条、第十七条及び附則第五条第一項の規定を除き、罰則を含む。次項において同じ。）はなお効力を有する。

２　前項の場合において、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び国際電電承継人（以下この条において「東日本電信電話株式会社等」という。）が行う電報の取扱いの役務は旧法第二条第三号に規定する電気通信役務とみなし、当該役務の提供の業務は旧法第二条第六号に規定する電気通信業務とみなし、東日本電信電話株式会社等が行う電報の事業は旧法第六条第二項に規定する第一種電気通信事業とみなして、前項の規定によりなお効力を有するものとされる旧法の規定を適用する。

３・４　（略）

関係条文（電報の料金に係る規定）

○電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）

附　則

第六条　（略）

２～４（略）

５　電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号。以下「平成十五年改正法」という。）第二条の規定による改正後の電気通信事業法附則第五条第二項の電報の取扱いの役務に関する料金については、同条第一項の規定により電報の事業が電気通信事業とみなされる間は、同条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる平成十五年改正法第二条の規定による改正前の電気通信事業法の規定は適用せず、旧電気通信事業法の規定はなお効力を有する。この場合において、旧電気通信事業法中「郵政省令」とあるのは「総務省令」と、「郵政大臣」とあるのは「総務大臣」とする。

○旧電気通信事業法　＜平成十年法律第五十八号による改正前の電気通信事業法＞

（料金の認可等）

19

第三十一条　第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金（第三項に規定する料金及び郵政省令で定める料金を除く。）を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三　特定の者に対し不当な差別的取り扱いをするものでないこと。

３　第一種電気通信事業者は、電気通信役務のうちその内容、利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして郵政省令で定めるものに関する料金（第一項の郵政省令で定める料金を除く。）を定めようとするときは、あらかじめ郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

４～７　（略）

（審議会への諮問）

第九十四条　郵政大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、政令で定める審議会（以下この条及び次条において「審議会」という。）に諮り、その決定を尊重してこれをしなければならない。ただし、審議会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一～三（略）

四　第三十一条第一項の規定による第一種電気通信事業者の料金に関する認可

五～十九（略）

関係条文（電報の契約約款に係る規定）

○旧法＜電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）第二条の規定による改正前の電気通信事業法＞

（契約約款の届出等）

第三十一条の四　第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する提供条件（料金並びに総務省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届出なればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　総務大臣は、前項の規定による届出に係る契約約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

一　第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないこと。

二　電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであること。

三　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。

四　第八条第一項の通信に関する事項について適切に配慮されているものでないこと。

五　他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであること。

20

３　第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、第一項の規定により定めるべき契約約款のうち当該第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供に関するものについては、同項の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

４　総務大臣は、前項の認可の申請が第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、前項の認可をしなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

５～10　（略）

（審議会等への諮問）

第九十四条　総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一　第九条第一項の規定による第一種電気通信事業の許可、第十四条第一項の規定による第一種電気通信事業者の電気通信役務の種類等の変更の許可、第三十一条第四項の規定による特定電気通信役務に関する料金の認可、第三十一条の四第三項の規定による契約約款の認可、第三十八条の二第二項の規定による接続約款の認可、同条第七項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可、第三十九条の三第一項の規定による電気通信設備の共用に関する協定の認可、第七十二条の八第一項の規定による適格電気通信事業者の指定、第七十二条の九第一項の規定による交付金の額及び交付方法の認可、第七十二条の十第二項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可又は第七十二条の十六第一項において準用する第六十一条第一項の規定による支援業務規程の認可

二～五　（略）

審　査　結　果

（約款の変更認可）

電気通信事業法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、審査を行った結果は以下のとおりである。

なお、審査事項５の審査結果が適と認められた場合には、認可することが適当であると認められる。

審 査 事 項	審査結果	理　由
１　第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。 【審査基準第１３条の２(1)】	－	今回の申請において変更点はない。
２　電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。 【審査基準第１３条の２(2)】	適	電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するような変更事項はなく、適当であると認められる。
３　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 【審査基準第１３条の２(3)】	適	特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないと認められる。
４　法第８条第１項及び施行規則第５５条に定める重要通信が優先的に取り扱われること並びに施行規則第５６条に定める機関等が重要通信を行うため他の通信の接続が制限又は停止されることが定められていること。 【審査基準第１３条の２(4)】	－	今回の申請において変更点はない。
５　他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものでなく、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものでないこと。 【審査基準第１３条の２(5)】	保留	今回の見直しについては、①夜間（19～22 時）の電報受付の廃止、②緊急定文の夜間早朝配達の廃止、により利用者利便を低下させる可能性があるため、意見招請結果等を考慮して判断することとする。

審　査　結　果

（料金の変更認可）

電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当であると認められる。

審 査 事 項	審査結果	理　由
１　料金及びその額の算定方法が、電気通信料金算定要領に照らし、妥当なものであること。 【審査基準第１２条の２（１）】	適	「定文電報」の料金については、改称前の「緊急定文電報」と同額の料金で提供され、変更がない。
２　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 【審査基準第１２条の２（２）】	適	料金は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと認められる。

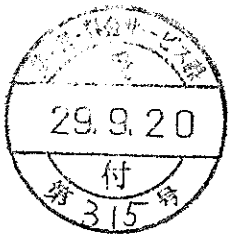

写

契約約款変更認可申請書

東経企営第17-114号
平成29年9月20日

総　務　大　臣
野　田　聖　子　殿

郵便番号　１６３－８０１９

住所　　東京都新宿区西新宿３－１９－２

名称及び代表者の氏名

東日本電信電話株式会社

代表取締役社長　山　村　雅　之

登録の番号及び年月日
第233号　　平成16年4月1日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第百25号）第２条の規定による改正前の電気通信事業法第31条の４第３項の規定により、別紙のとおり契約約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成30年１月１日より実施します。

《別紙》

契約約款の新旧対照

電報サービス認可約款の一部改正
新旧対照

旧

第１章　総則
～　（略）
第３章　電報の種類
（電報の種類）
第５条　電報には、次の種類があります。

通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報（緊急定文電報及びその他の電報となるものを除きます。）
緊急定文電報	当社が別に定める文字等を使用する電報であって、通信文に当社が別に定める定文（以下「定文」といいます。）を使用するもの

第４章　通常電報

第６条
～　（略）
第７条

（発信時間）

第８条　通常電報は、午前８時から午後 10 時までの間に発信していただきます。
ただし、第 18 条（伝送及び配達の順序）に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報並びに当社が指定する電報サービス取扱所に設置される終日受付が可能な電気通信設備へ発信する電報については、この限りでありません。
第９条
～　（略）
第 14 条

第５章　緊急定文電報

（発信時間）

第 15 条　緊急定文電報は、終日発信することができます。

（夜間に発信した電報の配達）

第 16 条　午後７時から翌日午前８時までの間に発信した緊急定文電報は、翌日午前８時以降に配達します。
ただし、当社が別に定める特別取扱とした電報については、この限りでありません。

新

第１章　総則
～　（略）
第３章　電報の種類
（電報の種類）
第５条　電報には、次の種類があります。

通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報（定文電報及びその他の電報となるものを除きます。）
定文電報	当社が別に定める文字等を使用する電報であって、通信文に当社が別に定める定文（以下「定文」といいます。）を使用するもの

第４章　通常電報

第６条
～　（略）
第７条

（発信時間）

第８条　通常電報は、午前８時から午後７時までの間に発信していただきます。
ただし、第 18 条（伝送及び配達の順序）に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報並びに当社が指定する電報サービス取扱所に設置される終日受付が可能な電気通信設備へ発信する電報については、この限りでありません。
第９条
～　（略）
第 14 条

第５章　定文電報

（発信時間）

第 15 条　定文電報は、午前８時から午後７時までの間に発信していただきます。

第 16 条　削除

新旧対照

旧	新
（その他の取扱い） 第17条　緊急定文電報に関して、この章に規定していない事項の取扱いについては、第４章（通常電報）に規定する取扱いに準ずるものとします。 第６章　伝送及び配達の順序 第 18 条 ～　（略） 第 19 条 （緊急定文電報の伝送及び配達の順序） 第 20 条　当社は、第 18 条（伝送及び配達の順序）の規定によるほか、電報がふくそうし、緊急定文電報（当社が別に定める電報を含みます。以下この条において同じとします。）の伝送及び配達に支障があるときは、緊急定文電報を他の電報（非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を除きます。）に先立って伝送及び配達をすることがあります。 第７章　利用の制限及び停止 ～　（略） 第 11 章　雑則	（その他の取扱い） 第 17 条　定文電報に関して、この章に規定していない事項の取扱いについては、第４章（通常電報）に規定する取扱いに準ずるものとします。 第６章　伝送及び配達の順序 第 18 条 ～　（略） 第 19 条 （定文電報の伝送及び配達の順序） 第 20 条　当社は、第 18 条（伝送及び配達の順序）の規定によるほか、電報がふくそうし、定文電報（当社が別に定める電報を含みます。以下この条において同じとします。）の伝送及び配達に支障があるときは、定文電報を他の電報（非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を除きます。）に先立って伝送及び配達をすることがあります。 第７章　利用の制限及び停止 ～　（略） 第 11 章　雑則
	附　則 （実施期日） １　この改正規定は、平成　年　月　日から実施します。 （経過措置） ２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

通信・料金サービス局
受
29.9.20
付
第318号

写

契約約款変更認可申請書

西企営第85号
平成29年9月20日

総務大臣
野田聖子殿

郵便番号　540－8511
住所　大阪府大阪市中央区馬場町3－15
（おおさかふ おおさかし ちゅうおうく ばんばちょう）

名称及び代表者の氏名
西日本電信電話株式会社
（にしにっぽんでんしんでんわ かぶしきがいしゃ）
代表取締役社長　村尾和俊
（むら お かず とし）

登録の番号及び年月日
第234号　平成16年4月1日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第百25号）第2条の規定による改正前の電気通信事業法第31条の4第3項の規定により、別紙のとおり契約約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成30年1月1日より実施します。

電報サービス認可約款の一部改正
新旧対照

旧

第１章　総則
～　（略）
第３章　電報の種類
（電報の種類）
第５条　電報には、次の種類があります。

通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報（緊急定文電報及びその他の電報となるものを除きます。）
緊急定文電報	当社が別に定める文字等を使用する電報であって、通信文に当社が別に定める定文（以下「定文」といいます。）を使用するもの

第４章　通常電報

第６条
～　（略）
第７条

（発信時間）

第８条　通常電報は、午前８時から午後10時までの間に発信していただきます。
ただし、第 18 条（伝送及び配達の順序）に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報並びに当社が指定する電報サービス取扱所に設置される終日受付が可能な電気通信設備へ発信する電報については、この限りでありません。
第９条
～　（略）
第 14 条

第５章　緊急定文電報

（発信時間）

第 15 条　緊急定文電報は、終日発信することができます。

（夜間に発信した電報の配達）

第 16 条　午後７時から翌日午前８時までの間に発信した緊急定文電報は、翌日午前８時以降に配達します。
ただし、当社が別に定める特別取扱とした電報については、この限りでありません。

新

第１章　総則
～　（略）
第３章　電報の種類
（電報の種類）
第５条　電報には、次の種類があります。

通常電報	当社が別に定める文字等を使用する電報（定文電報及びその他の電報となるものを除きます。）
定文電報	当社が別に定める文字等を使用する電報であって、通信文に当社が別に定める定文（以下「定文」といいます。）を使用するもの

第４章　通常電報

第６条
～　（略）
第７条

（発信時間）

第８条　通常電報は、午前８時から午後７時までの間に発信していただきます。
ただし、第 18 条（伝送及び配達の順序）に定める非常扱いの電報及び緊急扱いの電報並びに当社が指定する電報サービス取扱所に設置される終日受付が可能な電気通信設備へ発信する電報については、この限りでありません。
第９条
～　（略）
第 14 条

第５章　定文電報

（発信時間）

第 15 条　定文電報は、午前８時から午後７時までの間に発信していただきます。

第 16 条　削除

新旧対照

旧	新
（その他の取扱い） 第17条　緊急定文電報に関して、この章に規定していない事項の取扱いについては、第４章（通常電報）に規定する取扱いに準ずるものとします。 第６章　伝送及び配達の順序 第 18 条 ～　（略） 第 19 条 （緊急定文電報の伝送及び配達の順序） 第 20 条　当社は、第 18 条（伝送及び配達の順序）の規定によるほか、電報がふくそうし、緊急定文電報（当社が別に定める電報を含みます。以下この条において同じとします。）の伝送及び配達に支障があるときは、緊急定文電報を他の電報（非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を除きます。）に先立って伝送及び配達をすることがあります。 第７章　利用の制限及び停止 ～　（略） 第 11 章　雑則	（その他の取扱い） 第 17 条　定文電報に関して、この章に規定していない事項の取扱いについては、第４章（通常電報）に規定する取扱いに準ずるものとします。 第６章　伝送及び配達の順序 第 18 条 ～　（略） 第 19 条 （定文電報の伝送及び配達の順序） 第 20 条　当社は、第 18 条（伝送及び配達の順序）の規定によるほか、電報がふくそうし、定文電報（当社が別に定める電報を含みます。以下この条において同じとします。）の伝送及び配達に支障があるときは、定文電報を他の電報（非常扱いの電報及び緊急扱いの電報を除きます。）に先立って伝送及び配達をすることがあります。 第７章　利用の制限及び停止 ～　（略） 第 11 章　雑則
	附　則 （実施期日） 1　この改正規定は、平成　年　月　日から実施します。 （経過措置） 2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

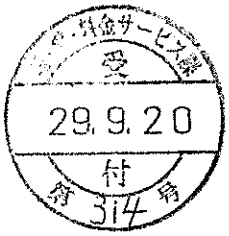

写

料金変更認可申請書

東経企営第17-114号
平成29年9月20日

総　務　大　臣
野　田　聖　子　殿

郵便番号　１６３－８０１９

住所　　東京都新宿区西新宿３－１９－２

名称及び代表者の氏名

東日本電信電話株式会社

代表取締役社長　山　村　雅　[redacted]

登録の番号及び年月日
第233号　　平成16年4月1日

電気通信分野の規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年法律第58号）附則第６条第５項の規定によりなお効力を有するとされる同法第２条の規定による改正前の電気通信事業法第31条第１項の規定により、別紙のとおり料金の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成30年１月１日より実施します。

《別紙》

料金の新旧対照

電報サービス認可料金表の一部改正
新旧対照

旧

通則
1
～　（略）
8

通常電報及び緊急定文電報に関する料金

1　適用

区　分	内　容
(1)　(略)	(略)
(2) 有料字語数の計算	通常電報及び緊急定文電報の有料字数は、通信文に使用した文字等（濁点、半濁点及び空白を除きます。）の数とします。

2　料金額

区　分		単　位	料金額
1　通常電報	(1) かな電報	1通ごとに 基本額（25字まで） 累加額（追加5字までごとに）	300円 (税込価格 324円) 40円 (税込価格 43.2円)
	(2) 漢字電報	1通ごとに 基本額（25字まで） 累加額（追加5字までごとに）	440円 (税込価格 475.2円) 60円 (税込価格 64.8円)
2　緊急定文電報		1通ごとに	300円 (税込価格 324円)

新

通則
1
～　（略）
8

通常電報及び定文電報に関する料金

1　適用

区　分	内　容
(1)　(略)	(略)
(2) 有料字語数の計算	通常電報及び定文電報の有料字数は、通信文に使用した文字等（濁点、半濁点及び空白を除きます。）の数とします。

2　料金額

区　分		単　位	料金額
1　通常電報	(1) かな電報	1通ごとに 基本額（25字まで） 累加額（追加5字までごとに）	300円 (税込価格 324円) 40円 (税込価格 43.2円)
	(2) 漢字電報	1通ごとに 基本額（25字まで） 累加額（追加5字までごとに）	440円 (税込価格 475.2円) 60円 (税込価格 64.8円)
2　定文電報		1通ごとに	300円 (税込価格 324円)

新旧対照

旧	新
	附　則 （実施期日） 1　この改正規定は、平成　年　月　日から実施します。 （経過措置） 2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

写

料金変更認可申請書

西企営第85号
平成29年9月20日

総務大臣
野田聖子殿

郵便番号　540－8511

住所　大阪府大阪市中央区馬場町3－15

名称及び代表者の氏名

西日本電信電話株式会社

代表取締役社長　村尾和俊

登録の番号及び年月日
第234号　平成16年4月1日

電気通信分野の規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年法律第58号）附則第6条第5項の規定によりなお効力を有するとされる同法第2条の規定による改正前の電気通信事業法第31条第1項の規定により、別紙のとおり料金の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成30年1月1日より実施します。

電報サービス認可料金表の一部改正
新旧対照

旧

通則
1
～　（略）
8

通常電報及び緊急定文電報に関する料金

1　適用

区　分	内　容
(1)　（略）	（略）
(2)　有料字語数の計算	通常電報及び緊急定文電報の有料字数は、通信文に使用した文字等（濁点、半濁点及び空白を除きます。）の数とします。

2　料金額

区　分		単　位	料金額
1　通常電報	(1)　かな電報	1通ごとに 基本額（25字まで）	300円 (税込価格 324円)
		累加額（追加5字までごとに）	40円 (税込価格 43.2円)
	(2)　漢字電報	1通ごとに 基本額（25字まで）	440円 (税込価格 475.2円)
		累加額（追加5字までごとに）	60円 (税込価格 64.8円)
2　緊急定文電報		1通ごとに	300円 (税込価格 324円)

新

通則
1
～　（略）
8

通常電報及び定文電報に関する料金

1　適用

区　分	内　容
(1)　（略）	（略）
(2)　有料字語数の計算	通常電報及び定文電報の有料字数は、通信文に使用した文字等（濁点、半濁点及び空白を除きます。）の数とします。

2　料金額

区　分		単　位	料金額
1　通常電報	(1)　かな電報	1通ごとに 基本額（25字まで）	300円 (税込価格 324円)
		累加額（追加5字までごとに）	40円 (税込価格 43.2円)
	(2)　漢字電報	1通ごとに 基本額（25字まで）	440円 (税込価格 475.2円)
		累加額（追加5字までごとに）	60円 (税込価格 64.8円)
2　定文電報		1通ごとに	300円 (税込価格 324円)

新旧対照

旧	新
	附　則 （実施期日） 1　この改正規定は、平成　年　月　日から実施します。 （経過措置） 2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（参照条文）

○　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

附　則

第五条　**電報の事業（配達の業務を含む。以下この条において同じ。）は、当分の間、電気通信事業とみなし、**当該事業に係る業務のうち受付及び配達の業務については、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）第一条の規定による廃止前の国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一号）により設立された国際電信電話株式会社の電気通信事業者の地位を承継した者（以下この条において「国際電電承継人」という。）のみがこれを行うことができる。この場合において、**電報の事業については、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）第二条の規定による改正前のこの法律**（以下この条において「旧法」という。）**の規定（第十六条、第十七条及び附則第五条第一項の規定を除き、罰則を含む。次項において同じ。）はなお効力を有する。**

２　前項の場合において、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び国際電電承継人（以下この条において「東日本電信電話株式会社等」という。）が行う電報の取扱いの役務は旧法第二条第三号に規定する電気通信役務とみなし、当該役務の提供の業務は旧法第二条第六号に規定する電気通信業務とみなし、**東日本電信電話株式会社等が行う電報の事業は**旧法第六条第二項に規定する**第一種電気通信事業とみなして、前項の規定によりなお効力を有するものとされる旧法の規定を適用する。**

３　東日本電信電話株式会社等は、旧法第十五条第一項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、電報の事業に係る業務の一部を委託することができる。

４　前三項に規定するもののほか、電報の取扱いに係る業務又は役務に関し必要な事項は、総務省令で定める。

○電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）（抄）

附　則

第六条

１～４（略）

５　電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号。以下「平成十五年改正法」という。）第二条の規定による改正後の電気通信事業法附則第五条第二項の**電報の取扱いの役務に関する料金については、同条第一項の規定により電報の事業が電気通信事業とみなされる間は、同条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる平成十五年改正法第二条の規定による改正前の電気通信事業法の規定は適用せず、旧電気通信事業法※の規定はなお効力を有する。**この場合において、旧電気通信事業法中「郵政省令」とあるのは「総務省令」と、「郵政大臣」とあるのは「総務大臣」とする。

※平成十年法律第五十八号による改正前の電気通信事業法

○旧法＜電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）第二条の規定による改正前の電気通信事業法（抄）＞

（契約約款の届出等）

第三十一条の四　第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する提供条件（料金並びに総務省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　総務大臣は、前項の規定による届出に係る契約約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

一　第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないこと。

二　電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであること。

三　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。

四　第八条第一項の通信に関する事項について適切に配慮されているものでないこと。

五　他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであること。

３　**第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、第一項の規定により定めるべき契約約款のうち当該第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供に関するものについては、**同項の規定にかかわらず、**総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。**

４　**総務大臣は、前項の認可の申請が第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、前項の認可をしなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。**

５～10　（略）

（審議会等への諮問）

第九十四条　総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一　第九条第一項の規定による第一種電気通信事業の許可、第十四条第一項の規定による第一種電気通信事業者の電気通信役務の種類等の変更の許可、第三十一条第四項の規定による特定電気通信役務に関する料金の認可、**第三十一条の四第三項の規定による契約約款の認可、**第三十八条の二第二項の規定による接続約款の認可、同条第七項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可、第三十九条の三第一項の規定による電気通信設備の共用に関する協定の認可、第七十二条の八第一項の規定による適格電気通信事業者の指定、第七十二条の九第一項の規定による交付金の額及び交付方法の認可、第七十二条の十第二項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可又は第七十二条の十六第一項において準用する第六十一条第一項の規定による支援業務規程の認可

二～五　（略）

○旧法　＜平成十年法律第五十八号による改正前の電気通信事業法（抄）＞

（料金の認可等）

第三十一条　第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金（第三項に規定する料金及び郵政省令で定める料金を除く。）を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三　特定の者に対し不当な差別的取り扱いをするものでないこと。

３　第一種電気通信事業者は、電気通信役務のうちその内容、利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして郵政省令で定めるものに関する料金（第一項の郵政省令で定める料金を除く。）を定めようとするときは、あらかじめ郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

４　第一種電気通信事業者は、第一項の規定により認可を受けるべき料金又は前項の規定により届け出るべき料金については、それぞれ第一項の規定により認可を受け又は前項の規定により届け出た料金によらなければ電気通信役務を提供してはならない。ただし、第三十九条の三第二項の認可を受けた契約により一般第二種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者（以下この節において「第二種電気通信事業者」という。）に電気通信役務を提供する場合並びに事項の規定により電気通信役務の料金を減免する場合は、この限りでない。

５　第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める基準に従い、第一項の規定により認可を受け又は第三項の規定により届け出た電気通信役務の料金を減免することができる。

６、７（略）

（審議会への諮問）

第九十四条　郵政大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、政令で定める審議会（以下この条及び次条において「審議会」という。）に諮り、その決定を尊重してこれをしなければならない。ただし、審議会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一～三（略）

四　第三十一条第一項の規定による第一種電気通信事業者の料金に関する認可

五～十九（略）